

## 第2種低層住居専用地域に建築することができる建築物の中から市長が必要と認めるもの

### ■建築基準法施行令 第130条の3第1号から第6号まで

(第1種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅) 第130条の3 法別表第2(い)項第2号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第1項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める住宅は、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の一に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)とする。	
1	事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)
2	日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
3	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
4	洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)
5	自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。第130条の5の2第4号及び第130条の6において同じ。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)
6	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

### ■建築基準法施行令 第130条の5の2第1号から第5号まで

(第2種低層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物) 第130条の5の2 法別表第2(ろ)項第2号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第2項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。	
1	日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
2	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
3	洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)
4	自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)
5	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

### ■建築基準法 別表第2(い)項第6号(保育所を除く)

#### 建築基準法 別表第2 用途地域等内の建築物の制限(第27条、第48条、第68条の3関係)

(い)	第1種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	6 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
-----	----------------------------	---------------------------